

(設置)

第1条 市政運営の基本方針及び重要施策の決定、行政部門間の総合調整等を円滑に行うとともに、市政の総合的かつ効率的な経営を迅速に行うため、さいたま市都市経営戦略会議（以下「戦略会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 戦略会議は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 市政運営の基本方針に関する事項
- (2) 重要施策に関する事項
- (3) 行政部門間の総合調整に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(主宰及び構成)

第3条 戦略会議は、市長が主宰する。

- 2 戦略会議は、市長、副市長、水道事業管理者、教育長、都市戦略本部長、総務局長、財政局長及び総合政策監をもって構成する。
- 3 市長は、必要があると認めるときは、審議事案に係る職員等を戦略会議に出席させることができる。

(開催)

第4条 戦略会議は、随時開催する。

(庶務)

第5条 戦略会議の庶務は、都市戦略本部において処理する。

(その他)

第6条 この訓令に定めるもののほか、戦略会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年6月7日訓令第9号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月30日訓令第3号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月28日訓令第4号）

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年10月16日訓令第19号）

この訓令は、平成21年10月17日から施行する。

附 則（平成21年11月2日訓令第26号）

この訓令は、平成21年11月4日から施行する。

附 則（平成24年3月30日訓令第4号）

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年10月24日訓令第8号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年3月31日訓令第4号）

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月24日訓令第1号）

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年4月18日訓令第5号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年4月11日訓令第9号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年10月24日訓令第14号）

この訓令は、公布の日から施行する。